

研修プログラム整備基準の新旧対照表

新	旧	備考																														
<p><前略></p> <p>12. 4. 研修カリキュラム制の単位の考え方 カリキュラム制においては研修期間を単位として次のように算出する。</p> <p>1) 基本単位</p> <p>① 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。</p> <p>2) 「フルタイム」の定義</p> <p>① 週31時間以上の勤務時間を正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での業務に従事すること。「外勤」、「パート」はこの勤務時間には含まない。</p> <p>3) 「1ヶ月間」の定義</p> <p>① 暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とする。</p> <p>4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出</p> <p>① 以下の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="140 1227 719 1496"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務している時間</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルタイム</td> <td>週31時間以上</td> <td>1単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非フルタイム</td> <td>週26時間以上31時間未満</td> <td>0.8単位</td> </tr> <tr> <td>週21時間以上26時間未満</td> <td>0.6単位</td> </tr> <tr> <td>週16時間以上21時間未満</td> <td>0.4単位</td> </tr> <tr> <td>週16時間未満</td> <td>0単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記の時間は週あたりの実労働時間ではなく、それぞれの施設で勤務時間として契約している時間とする。</p> <p>② 12. 1. 2). ①に該当する者に関する特例について</p> <p>義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）は、その特性上、ある一定の期間を公的医療機関等で勤務する必要があることから、上記の非フルタイム勤務の皮膚科研修を行えないこともありうる。そこで、</p>	区分	勤務している時間	単位	フルタイム	週31時間以上	1単位	非フルタイム	週26時間以上31時間未満	0.8単位	週21時間以上26時間未満	0.6単位	週16時間以上21時間未満	0.4単位	週16時間未満	0単位	<p><前略></p> <p>12. 4. 研修カリキュラム制の単位の考え方 カリキュラム制においては研修期間を単位として次のように算出する。</p> <p>1) 基本単位</p> <p>① 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。</p> <p>2) 「フルタイム」の定義</p> <p>① 週31時間以上の勤務時間を正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での業務に従事すること。「外勤」、「パート」はこの勤務時間には含まない。</p> <p>3) 「1ヶ月間」の定義</p> <p>① 暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とする。</p> <p>4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出</p> <p>① 以下の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="758 1227 1337 1496"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務している時間</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルタイム</td> <td>週31時間以上</td> <td>1単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非フルタイム</td> <td>週26時間以上31時間未満</td> <td>0.8単位</td> </tr> <tr> <td>週21時間以上26時間未満</td> <td>0.6単位</td> </tr> <tr> <td>週16時間以上21時間未満</td> <td>0.4単位</td> </tr> <tr> <td>週16時間未満</td> <td>0単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記の時間は週あたりの実労働時間ではなく、それぞれの施設で勤務時間として契約している時間とする。</p>	区分	勤務している時間	単位	フルタイム	週31時間以上	1単位	非フルタイム	週26時間以上31時間未満	0.8単位	週21時間以上26時間未満	0.6単位	週16時間以上21時間未満	0.4単位	週16時間未満	0単位	<p></p> <p>専門医機構からの要請により追記</p>
区分	勤務している時間	単位																														
フルタイム	週31時間以上	1単位																														
非フルタイム	週26時間以上31時間未満	0.8単位																														
	週21時間以上26時間未満	0.6単位																														
	週16時間以上21時間未満	0.4単位																														
	週16時間未満	0単位																														
区分	勤務している時間	単位																														
フルタイム	週31時間以上	1単位																														
非フルタイム	週26時間以上31時間未満	0.8単位																														
	週21時間以上26時間未満	0.6単位																														
	週16時間以上21時間未満	0.4単位																														
	週16時間未満	0単位																														

新	旧	備 考						
<p data-bbox="124 170 719 443">研修カリキュラム制においては、特例の配慮として 12.4.4).①の表の時間に満たない皮膚科研修を行っている「義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）」に限り、下記の勤務であっても単位を算出できるようにする。</p> <table border="0" data-bbox="124 506 719 633"> <thead> <tr> <th data-bbox="164 506 213 533">区分</th> <th data-bbox="308 506 501 533">勤務している時間</th> <th data-bbox="624 506 673 533">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="124 555 272 633">12.1.2) ①に該当する者</td> <td data-bbox="320 555 501 633">週 8 時間以上 16 時間未満</td> <td data-bbox="592 555 684 582">0.2 単位</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="156 696 719 779">* 上記の時間は週あたりの「皮膚科」実労働時間とする。</p> <p data-bbox="156 842 719 969">5) 正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での日直・宿直勤務における研修期間の算出</p> <p data-bbox="156 987 719 1070">① 原則として、勤務している時間として算出しない。</p> <p data-bbox="172 1081 603 1108">(1) 診療実績としては認められる。</p> <p data-bbox="156 1126 719 1305">6) 正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出</p> <p data-bbox="156 1323 719 1350">① 原則として、研修期間として算出しない。</p> <p data-bbox="172 1368 635 1395">(1) 診療実績としても認められない。</p> <p data-bbox="156 1413 719 1496">7) 産休・育休、病欠、留学の期間は研修期間として算出しない。</p>	区分	勤務している時間	単位	12.1.2) ①に該当する者	週 8 時間以上 16 時間未満	0.2 単位	<p data-bbox="770 842 1334 969">5) 正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」での日直・宿直勤務における研修期間の算出</p> <p data-bbox="770 987 1334 1070">① 原則として、勤務している時間として算出しない。</p> <p data-bbox="786 1081 1217 1108">(1) 診療実績としては認められる。</p> <p data-bbox="770 1126 1334 1305">6) 正規職員として所属している「基幹施設」または「連携施設等」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出</p> <p data-bbox="770 1323 1334 1350">① 原則として、研修期間として算出しない。</p> <p data-bbox="786 1368 1249 1395">(1) 診療実績としても認められない。</p> <p data-bbox="770 1413 1334 1496">7) 産休・育休、病欠、留学の期間は研修期間として算出しない。</p>	
区分	勤務している時間	単位						
12.1.2) ①に該当する者	週 8 時間以上 16 時間未満	0.2 単位						